

千葉県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定により、同法に基づき包括支援センターを次のとおり移転したので、同法69条の14の規定により告示します。

令和2年4月9日

千葉市長 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	移転に係る事業所の名称	事業所の所在地 移転前	事業所の所在地 移転後	設置年月日
社会福祉法人 煌徳会	千葉県花見川区 大日町 1492-2	千葉県あんしんケア センター東千葉	千葉県中央区 新千葉 3-10-20	千葉県中央区 要町 16-12	令和2年 4月1日
社会医療法人 社団 千葉県勤労者 医療協会	千葉県花見川区 幕張町 4-524-2	千葉県あんしんケア センター幕張	千葉県花見川区 幕張町 5-405-2	千葉県花見川区 幕張町 5-460-1	令和2年 4月1日